

食安輸発第0626001号
平成21年6月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産二枚貝の取扱いについて

標記については、平成21年5月26日付け食安輸発第0526003号にて、韓国産二枚貝に係る原産地証明書の発給が中断された海域について通知したところですが、今般、韓国政府より、モニタリング検査の結果、すべての海域の二枚貝の麻痺性貝毒が基準を下回ったことが確認されたため、平成21年6月18日より、同海域で生産される二枚貝に対する韓国産二枚貝原産地証明書の発給を再開したとの連絡がありましたのでお知らせします。なお、韓国産二枚貝については、優先的に貝毒のモニタリング検査を実施するようお願いします。

また、平成21年5月26日付け食安輸発第0526003号は廃止します。

